

厚生労働省所管国有財産取扱規程の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省所管国有財産取扱規程（平成13年厚生労働省訓第29号） （抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（取得）</p> <p>第8条 部局長は、行政財産とする目的で次の各号に掲げる方法により、土地又は建物（寄附により取得しようとする場合は、土地又は建物以外のものを含む。）を取得しようとする場合は、当該各号に掲げる事項を記載した書類及び関係図面を添えて厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 寄附の受納 イ～ト (略) チ 寄附者が公共団体である場合は、財産処分に関する当該議決機関の議決書の写し リ～ル (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>（使用収益）</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定による使用許可する期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 5年以内</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（国有財産増減及び現在額報告書）</p> <p>第41条 部局長は、毎会計年度末における細則第9条に定める国有財産増減及び現在額報告書を作成し、翌年度5月31日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該会計年度末及びその前年度末の国有財産現在額がなく、かつ、当該会計年度間の国有財産の増減がないときは、この限りでない。</p> <p>(削る)</p>	<p>（取得）</p> <p>第8条 部局長は、行政財産とする目的で次の各号に掲げる方法により、土地又は建物（寄附により取得しようとする場合は、土地又は建物以外のものを含む。）を取得しようとする場合は、当該各号に掲げる事項を記載した書類及び関係図面を添えて厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 寄附の受納 イ～ト (略) チ 寄附者が公共団体である場合は、財産処分に関する当該議決機関の議決書の写し及び総務大臣の承認書の写し（相手方が地方公共団体である場合に限る。） リ～ル (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>（使用収益）</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定による使用許可する期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 5年</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（国有財産増減及び現在額報告書）</p> <p>第41条 部局長は、毎会計年度末における細則第9条に定める国有財産増減及び現在額報告書を作成し、翌年度4月30日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該会計年度末及びその前年度末の国有財産現在額がなく、かつ、当該会計年度間の国有財産の増減がないときは、この限りでない。</p> <p><u>2 前項の場合において、会計課長が国有財産増減及び現在額報告書に代えるものとして別に書類を定めた場合は、当該書類の提出をもってその提出を省略することができる。</u></p>

(国有財産無償貸付状況報告書)

第42条 部局長は、毎会計年度末における細則第9条に定める国有財産無償貸付状況報告書を作成し、翌年度5月31日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、国有財産無償貸付状況報告書の作成の対象となる国有財産の取扱いがないときは、この限りでない。

(電磁的記録による作成)

第49条 この訓令の規定により作成することとされている書類等(書類、報告書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同条第一項において同じ。)の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第50条 この訓令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録をもって作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。

2 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(事務取扱いの特例)

第51条 (略)

(国有財産無償貸付状況報告書)

第42条 部局長は、毎会計年度末における細則第9条に定める国有財産無償貸付状況報告書を作成し、翌年度4月30日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、国有財産無償貸付状況報告書の作成の対象となる国有財産の取扱いがないときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(事務取扱いの特例)

第49条 (略)